



第92回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

平成30年6月26日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都品川区大崎一丁目11番1号

ゲートシティ大崎 ウェストタワー

地下1階 ゲートシティホール

※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。

郵送・インターネット等による議決権行使期限

平成30年6月25日（月曜日）午後5時

目次

第92回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役9名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	13
第4号議案 取締役賞与支給の件	15
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	15
第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件	16
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告書	54



株式
会社

日本製鋼所

証券コード：5631

証券コード 5631
平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目11番1号
株式会社 **日本製鋼所**
代表取締役社長 宮 内 直 孝

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第92期（自 平成29年4月1日） 事業報告、連結計算書類
（至 平成30年3月31日）並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第92期（自 平成29年4月1日） 計算書類報告の件
（至 平成30年3月31日）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。)

(お知らせ) ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.jsw.co.jp/>) に掲載しております。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

なお、連結注記表及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎添付書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ (<http://www.jsw.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から17頁まで）をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時

会場 ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

■ 代理人によるご出席について

当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人にご指定のうえ、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 平成30年6月25日（月曜日）午後5時到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 平成30年6月25日（月曜日）午後5時まで

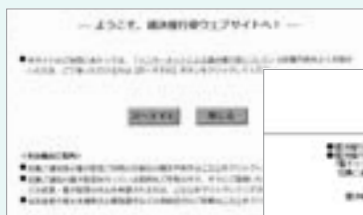
詳細は次頁をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

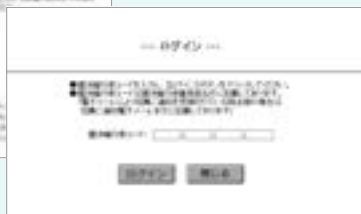
■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセス

インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



▲ トップ画面



▲ ログイン画面

■ 議案に対する賛否のご入力

同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

ご注意事項

- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものといたします。
- 議決権行使書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関して
ご不明な点がございましたら、
下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

☎ 0120-652-031

(午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な配当の実施とその向上を基本姿勢としております。また、企業価値及び株主価値の向上のため、現有事業の安定的な収益力の確保と新事業・新製品伸長に向けた設備投資、研究開発投資を進めるほか、財務体質の改善にも努めてまいります。

当社は、毎事業年度における配当について、期間業績に応じるほか、株主に対する責務との認識も踏まえ、期末配当に加えて中間配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、上記方針を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、普通配当を1株につき17.5円とし、平成29年11月1日に創立110周年を迎えたことを記念して1株につき2.5円の記念配当を加え、1株につき20円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金17.5円と合わせた年間配当金は、1株につき37.5円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額1,469,802,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。また、各取締役候補者に関する事項は、7頁から12頁に記載のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	備 考
1	みや うち なお たか 宮 内 直 孝	再 任
2	ひがし いずみ ゆたか 東 泉 豊	再 任
3	しば た たかし 柴 田 尚	再 任
4	おお した まさ お 大 下 真 雄	再 任
5	まつ お とし お 松 尾 敏 夫	再 任
6	で ぐち じゅんいちろう 出 口 淳一郎	新 任
7	いわ もと たか し 岩 本 隆 志	新 任
8	もち だ の ぶ お 持 田 農夫男	再 任
9	で がわ さだ お 出 川 定 男	新 任

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

1

みや

うち

なお

たか

宮

内

直

孝

再任

生年月日：昭和33年1月30日生

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年4月 当社入社

平成23年4月 当社広島製作所副所長

平成25年4月 当社執行役員、広島製作所長

平成27年4月 当社常務執行役員、産業機械事業
部副事業部長（機械事業ユニット
長）

所有する当社の株式の数：3,700株

重要な兼職の状況：—

平成28年4月 当社特機本部管掌、機械事業部長

平成28年6月 当社取締役常務執行役員

平成29年4月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

宮内直孝氏は、産業機械事業分野の経営に携わった後、平成29年4月から代表取締役社長として当社グループの重要事項の意思決定、業務執行の監督の役割を担い、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。引き続き、当社グループ全体を牽引し、企業価値を持続的に向上させていくことに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番 号

2

ひがし いずみ

東 泉

ゆたか

豊

再 任

生年月日：昭和30年1月22日生

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和52年4月 当社入社
 平成22年4月 当社室蘭製作所副所長
 平成23年7月 当社経理部長
 平成24年4月 当社執行役員
 平成26年4月 当社上席執行役員、経理部担当（現任）、経営企画室長（現任）
 平成26年6月 当社取締役上席執行役員
 平成27年4月 当社取締役常務執行役員、CFO（現任）

所有する当社の株式の数：4,600株

重要な兼職の状況：一

平成28年4月 当社CISO（現任）
 平成29年4月 当社代表取締役副社長（現任）、安全保障輸出管理管掌（現任）
 平成29年10月 当社鉄鋼事業部管掌（現任）、風力室管掌
 平成30年4月 当社風力室担当（現任）

取締役候補者とした理由

東泉豊氏は、取締役として経営戦略や財務戦略などに携わった後、平成29年4月から代表取締役副社長として経営戦略や財務戦略などを担当し、豊富な経験と実績を有しております。引き続き、これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者
番 号

3

しば た

柴 田

たかし

尚

再 任

生年月日：昭和33年9月17日生

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和59年4月 当社入社
 平成23年4月 当社室蘭製作所副所長
 平成25年4月 当社執行役員、室蘭製作所長
 平成27年4月 当社常務執行役員
 平成28年4月 当社風力室管掌、鉄鋼事業部長

所有する当社の株式の数：3,700株

重要な兼職の状況：一

平成28年6月 当社取締役常務執行役員（現任）
 平成29年10月 当社新事業推進本部長（現任）
 平成30年4月 当社技術・品質担当（現任）

取締役候補者とした理由

柴田尚氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、鉄鋼事業部長として同事業全体の管理運営を担った後、平成29年10月から新事業推進本部長として新事業の育成に取り組んでおり、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、当社グループの技術・品質の更なる向上を図るとともに、新事業推進本部の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

4

おお した まさ お
大 下 真 雄

再 任

生年月日：昭和31年6月3日生

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 58年 1 月 当社入社
平成 21年 2 月 当社製品戦略室副室長
平成 22年 4 月 当社レーザー・プラズマシステム
室副室長
平成 25年 4 月 当社産業機械事業部副事業部長
（機械担当）
平成 26年 4 月 当社執行役員
平成 27年 4 月 当社産業機械事業部副事業部長
（アライアンス担当）

所有する当社の株式の数：2,500株

重要な兼職の状況：－

平成 27年 5 月 SM PLATEK CO., LTD.代表取締
役副社長
平成 29年 4 月 当社常務執行役員、機械事業部長
（現任）
平成 29年 6 月 当社取締役常務執行役員（現任）
平成 30年 4 月 当社FPD装置事業部・横浜製作所
担当（現任）

取締役候補者とした理由

大下真雄氏は、長年産業機械事業分野に携わり、平成29年4月から機械事業部長として同事業全体の管理運営を担い、海外における事業運営を含め豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

5

まつ お とし お
松 尾 敏 夫

再 任

生年月日：昭和37年3月6日生

取締役会への出席状況：100%（14/14回）

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 59年 4 月 当社入社
平成 25年 4 月 当社広島製作所副所長
平成 27年 4 月 当社広島製作所長
平成 28年 4 月 当社執行役員

所有する当社の株式の数：1,600株

重要な兼職の状況：－

平成 29年 4 月 当社常務執行役員、成形機事業部
長（現任）、広島製作所管掌
平成 29年 6 月 当社取締役常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

松尾敏夫氏は、長年産業機械事業分野に携わり、広島製作所長として製造現場を含め広範囲の管理運営を担った後、平成29年4月から成形機事業部長として同事業全体の管理運営を担い、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに引き続き適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

6

で ぐち じゅんいちろう
出 口 淳一郎

新任

■ 生年月日：昭和33年9月2日生

■ 取締役会への出席状況：－

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和56年4月 当社入社

平成25年4月 当社室蘭製作所副所長

平成27年4月 当社執行役員（現任）、鉄鋼事業部
副事業部長

平成29年10月 当社人事教育部長（現任）

■ 所有する当社の株式の数：1,800株

■ 重要な兼職の状況：－

平成30年4月 当社CSR・リスク管理担当（現任）、安全保障輸出管理担当（現任）、安全衛生管理・環境管理担当（現任）、秘書室・総務部管掌（現任）

■ 取締役候補者とした理由

出口淳一郎氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、鉄鋼事業部副事業部長として広範囲な管理運営を担った後、平成29年10月から人事教育部長を務めており、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の構成員として情報の共有化を図り、取締役会の意思決定機能を強化するとともに、監督機能を強化することが期待されるため、取締役候補者としております。

候補者
番号

7

いわ もと たか し
岩 本 隆 志

新任

■ 生年月日：昭和34年5月8日生

■ 取締役会への出席状況：－

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和58年4月 当社入社

平成25年4月 当社室蘭製作所副所長

平成28年4月 当社執行役員（現任）、室蘭製作所
長（現任）

■ 所有する当社の株式の数：1,600株

■ 重要な兼職の状況：－

平成29年10月 当社鉄鋼事業部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

岩本隆志氏は、長年素形材・エネルギー事業分野に携わり、室蘭製作所長として製造現場を含め広範囲の管理運営を担い、また、平成29年10月からは鉄鋼事業部長として同事業全体の管理運営も担い、豊富な経験と実績を有しております。これらの豊富な経験と実績をもとに、経営戦略の実現、品質・顧客満足度の向上を図るとともに、事業部門の監督を行うのに適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者
番号

8

もち だ の お
持 田 農夫男

再 任

社外取締役候補者

独立役員

生年月日：昭和22年4月1日生

取締役会への出席状況：100%（18/18回）

所有する当社の株式の数：300株

重要な兼職の状況：—

略歴並びに当社における地位及び担当

昭和 45 年 4 月 日立金属株式会社入社
 平成 16 年 4 月 株式会社 N E O M A X（現 日立金属株式会社）常務取締役
 平成 17 年 6 月 日立金属株式会社執行役常務、株式会社 N E O M A X 取締役常務執行役員
 平成 18 年 6 月 日立金属株式会社代表執行役執行役社長兼取締役
 平成 22 年 4 月 株式会社日立製作所代表執行役執行役副社長（平成26年3月退任）、日立金属株式会社取締役会長

平成 22 年 6 月 日立電線株式会社（現 日立金属株式会社）社外取締役（平成25年6月退任）
 平成 25 年 4 月 日立金属株式会社取締役（平成26年6月退任）
 平成 26 年 6 月 株式会社日立製作所取締役（平成28年6月退任）
 平成 28 年 6 月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

持田農夫男氏には、国際的な製造業の企業経営で培われた豊富な経験と高い技術的知見を、独立した客観的立場から当社の経営全般に反映していただいております。引き続き、経営全般の監督、重要事項決定において適切な役割を果たしていただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

独立性に関する事項

持田農夫男氏は、当社の取引先である日立金属株式会社の取締役を平成26年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。

持田農夫男氏は、当社の取引先である株式会社日立製作所の代表執行役執行役副社長を平成26年3月まで務め、同社の取締役を平成28年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.1%未満と僅少であります。また、同社は当社の株主ですが、その議決権保有比率は0.7%であります。

したがって、持田農夫男氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- （注）1. 持田農夫男氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 持田農夫男氏が平成25年6月まで社外取締役として在任しておりました日立電線株式会社が、遅くとも平成24年2月2日以降、独占禁止法に違反する行為を行っていた事実が判明しました。同社を吸収合併した日立金属株式会社（合併の効力発生日：平成25年7月1日）は、平成25年12月20日、公正取引委員会から課徴金納付命令を受けるとともに、平成26年4月10日、建設業法に基づき、一部営業停止処分（営業停止期間：平成26年4月25日から平成26年5月24日まで）を受けました。同氏は、日頃から日立電線株式会社の取締役会等において法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起しており、また、本違反行為の事実認識後は、法令遵守をより一層徹底するための体制の構築等、再発防止に向けた取組みについて各種の提言、意見表明等を行いました。
3. 持田農夫男氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は持田農夫男氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

9

で がわ さだ お
出 川 定 男

新任

社外取締役候補者

独立役員

■ 生年月日：昭和26年7月20日生

■ 取締役会への出席状況：－

■ 略歴並びに当社における地位及び担当

昭和52年4月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社

平成21年6月 同社取締役執行役員

平成23年4月 同社取締役常務執行役員

平成24年4月 同社代表取締役副社長

■ 所有する当社の株式の数：0株

■ 重要な兼職の状況：西芝電機株式会社 社外取締役

平成26年10月 同社代表取締役副社長兼副社長執行役員（平成28年3月退任）

平成28年4月 同社取締役（平成28年6月退任）

平成28年6月 同社顧問（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

出川定男氏は、国際的な製造業の経営経験者で、豊富な企業経営の実績を備えております。技術的知見を取締役に反映していただくとともに、独立した客観的立場から、当社経営全般を監督し、重要事項決定に参画いただくことにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

出川定男氏は、当社の取引先である株式会社IHIの代表取締役副社長兼副社長執行役員を平成28年3月まで務め、同社の取締役を平成28年6月まで務めておりましたが、直近事業年度における当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は0.3%と僅少であります。

したがって、出川定男氏は当社の「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしており、当社は同氏が独立性を有すると判断しております。

- (注) 1. 出川定男氏は社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 出川定男氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 門田彰氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

わた なべ けん じ
渡 邊 健 二 新任

生年月日：昭和29年1月28日生

所有する当社の株式の数：4,200株

重要な兼職の状況：一

略歴及び当社における地位

昭和52年4月	当社入社	平成26年6月	当社取締役上席執行役員
平成18年7月	当社広島製作所副所長	平成26年10月	当社総務部担当
平成21年10月	当社業務管理部長	平成27年4月	当社取締役常務執行役員、CSR・リスク管理担当、人事教育部担当
平成22年4月	当社総務部長	平成28年4月	当社安全衛生管理・環境管理担当、秘書室担当
平成22年8月	当社秘書室長	平成29年4月	当社取締役専務執行役員
平成23年7月	当社人事教育部長	平成29年10月	当社人事教育部管掌
平成24年4月	当社執行役員	平成30年4月	当社取締役（現任）
平成26年4月	当社上席執行役員、安全保障輸出管理担当		

監査役候補者とした理由

渡邊健二氏は、総務部長、秘書室長、人事教育部長などを歴任した後、平成26年6月からは取締役として、人事、総務、CSRなどを担当し、企業経営全般に亘る豊富な経験と実績を有していることから、客観的かつ適正な監査を行う能力を有した者と判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 渡邊健二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。渡邊健二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有する社外役員（以下、「独立社外役員」という）と判断するためには、以下の項目のいずれにも該当しないことが必要である。

- ①当社を主要な取引先とする者^{*1}又はその業務執行者
- ②当社の主要な取引先^{*2}又はその業務執行者
- ③当社の資金調達において必要不可欠であり、突出して高いシェアを有する金融機関の業務執行者
- ④直近事業年度において当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑥過去3年間ににおいて上記①～⑤に該当していた者
- ⑦上記①～⑥に該当する者（重要な地位にある者^{*3}に限る）の配偶者又は二親等以内の親族

但し、仮に上記①～⑦のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外役員とすることができるものとする。

- ※1 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ※2 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の5%を超える額の支払いを当社に行っている者をいう。
- ※3 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、部長職以上の上級管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、当期の業績等を勘案して、総額5,710万円の取締役賞与を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成20年6月27日開催の第82回定時株主総会において、取締役につきましては月額4,000万円以内、監査役につきましては月額750万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮し、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに変更、取締役の報酬を年額4億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,500万円以内）、監査役の報酬を年額9,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、取締役の賞与につきましては、従来、取締役の報酬額である月額4,000万円以内（年額に換算すると4億8,000万円以内）とは別枠にて、株主総会でご承認いただいた上で支給しておりましたが、改定後は上記の年額4億8,000万円の報酬枠の範囲内にて支給することといたします。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役2名）、監査役は4名ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」及び第3号議案「監査役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち、社外取締役2名）、監査役は4名となります。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

今般、当社は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案に係る取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、社外取締役を構成員として含む報酬諮問委員会において審議の上、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役は9名（うち、社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役又は執行役員を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における海外経済は、欧米先進国や中国で堅調な個人消費と輸出拡大に支えられた景気回復が継続し、資源価格上昇と輸出拡大に支えられ新興国経済でも景気持ち直しの動きが続くなど、全体として緩やかな回復基調で推移しました。わが国経済も、雇用環境の改善や設備投資、輸出の拡大を背景に総じて緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、車載用リチウムイオン電池素材をはじめ自動車用樹脂製品需要の拡大により産業機械事業が概ね良好に推移しましたが、素形材・エネルギー事業では火力・原子力発電所向け部材の需要低迷などにより、厳しい状況が継続しました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、当連結会計年度を最終年度とする中期経営計画（JGP2017）に基づき事業活動を推進してまいりました。素形材・エネルギー事業においては厳しい事業環境のもと、再成長を睨んだ布石を打つことを目指し、投下資本の圧縮と事業領域の見直しに取り組みました。産業機械事業においては事業領域の拡大など、事業伸長を加速させました。

当社グループにおける当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、素形材・エネルギー事業、産業機械事業がともに増加し、2,360億50百万円（前年同期比32.9%増）となりました。売上高は、素形材・エネルギー事業が減少したものの、産業機械事業の増加が寄与し、2,129億57百万円（前年同期比0.2%増）となりました。損益面では、営業利益は213億18百万円（前年同期比72.8%増）、経常利益は221億17百万円（前年同期比82.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は107億12百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失49億68百万円）となりました。

事業のセグメント別の状況は次のとおりであります。

(素形材・エネルギー事業)

受注高は、クラッド鋼管の増加などにより、475億10百万円（前年同期比143.6%増）となりました。

売上高は、電力・原子力製品及びクラッド鋼管が減少したことから、408億91百万円（前年同期比20.1%減）となりました。

営業損益は、減損を主因とした固定費の減少があったものの、売上高の減少などにより、営業損失15億44百万円（前年同期は営業損失27億94百万円）となりました。

(産業機械事業)

受注高は、樹脂製造・加工機械及び成形機が増加したことから、1,869億69百万円（前年同期比19.7%増）となりました。

売上高は、前年同期に大型案件の売上があったレーザーアニール装置が反動減となったものの、樹脂製造・加工機械及び成形機が増加したことから、1,702億67百万円（前年同期比6.8%増）となりました。

営業利益は、売上高の増加やコスト改善などにより、238億34百万円（前年同期比57.0%増）となりました。

(不動産その他事業)

受注高は15億70百万円、売上高は17億97百万円、営業利益8億20百万円となりました。

(事業別受注高)

部 門	第91期（前連結会計年度） （平成28年度）		第92期（当連結会計年度） （平成29年度）		増減（百万円）
	金額（百万円）	比率（％）	金額（百万円）	比率（％）	
素形材・ エネルギー事業	19,500	11	47,510	20	28,009
産業機械事業	156,204	88	186,969	79	30,764
不動産その他事業	1,880	1	1,570	1	△309
合 計	177,585	100	236,050	100	58,465

(事業別売上高)

部 門	第91期（前連結会計年度） （平成28年度）		第92期（当連結会計年度） （平成29年度）		増減（百万円）
	金額（百万円）	比率（％）	金額（百万円）	比率（％）	
素形材・エネルギー事業	51,207	24	40,891	19	△10,315
産業機械事業	159,378	75	170,267	80	10,889
不動産その他事業	1,883	1	1,797	1	△85
合 計	212,469	100	212,957	100	487

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、64億36百万円であります。その主なものは、室蘭製作所及び広島製作所の機械加工設備等の維持更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資及び社債発行による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当社の連結子会社である Japan Steel Works America, Inc. と JSW Plastics Machinery, Inc.は、平成29年12月31日付で、Japan Steel Works America, Inc.を存続会社、JSW Plastics Machinery, Inc.を消滅会社とする吸収合併を行いました。

(5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、海外経済は米国・欧州をはじめとする先進国を中心に緩やかな成長が続くと見込まれ、わが国経済も緩やかに成長すると予想されます。その一方、貿易摩擦激化と各国の通商政策による輸出企業への影響、中東などにおける地政学リスクの高まりなど、先行きに対しては不透明感が生じております。

このような中、当社グループにつきましては、素形材・エネルギー事業では、原子力製品の需要回復遅れの更なる長期化やパリ協定成立後の火力発電所部材の需要低迷など、厳しい事業環境が継続すると見込まれますが、黒字化達成に向け、引き続き事業基盤の再構築と新規事業の育成に取り組んでまいります。また、産業機械事業においては、旺盛な需要に対応することを目的とした生産能力の増強に加え、アライアンスやアフターサービスの強化により、更に事業伸長を加速させてまいります。

平成31年3月期通期の連結業績見通しにつきましては、受注高2,300億円、売上高2,200億円、営業利益220億円、経常利益220億円、親会社株主に帰属する当期純利益150億円を予想しております。

当社グループは、2018（平成30）年度を初年度とする3カ年の新中期経営計画「JGP2020」をスタートさせました。新中期経営計画の概要は以下のとおりです。

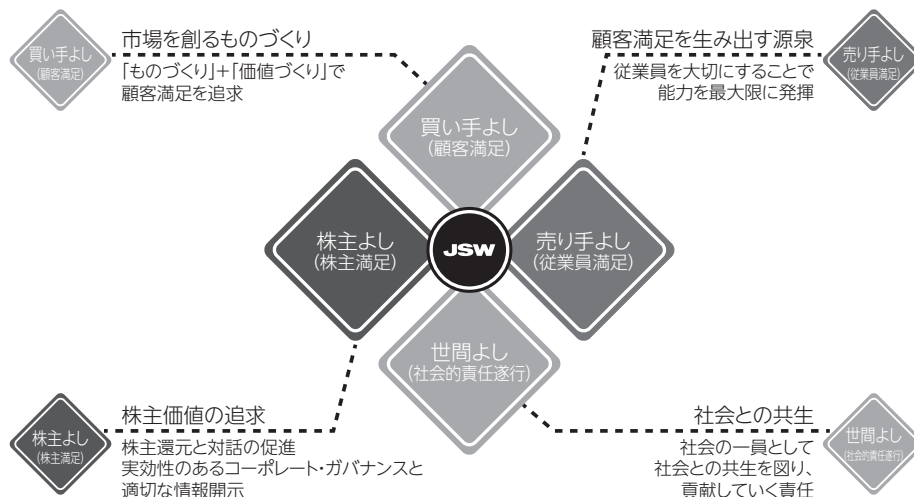
<新中期経営計画「JGP2020」の概要>

1) 「JGP2020」における当社グループのミッションと数値目標は以下のとおりであります。

○ミッション

「ものづくり」と「価値づくり」で安定成長企業を目指し、「買い手よし（顧客満足）」、「売り手よし（従業員満足）」、「世間よし（社会的責任遂行）」、「株主よし（株主満足）」の四方よしの精神で社会に貢献する。

<JSWの四方よし経営>



「ものづくり」&「価値づくり」で安定成長企業を目指す。

○数値目標

	FY2017	JGP2020
連結売上高	2,129億円	2,600億円以上
連結営業利益	213億円	300億円以上
売上高営業利益率	10.0%	11.5%以上
ROA	3.7%	7%以上
ROE	9.6%	14%以上

2)「JGP2020」においては、「産業機械で『成長』、素形材・エネルギーは『新生』」をコンセプトとして、2030年を見据えた基盤を構築するべく、3つの基本方針を掲げて事業に取り組んでまいります。

① 経営資源の最適化とアライアンスの強化

グループ経営資源の適切な配分を目的とし、素形材・エネルギー事業については売上規模に見合った経営資源の配分見直しを行う一方、産業機械事業には重点的に経営資源を配分してまいります。

また、将来の新たな収益源を確保すべく、アライアンスやM&Aにも積極的に資金を投入し、事業規模の拡大を図ります。

② アフターサービス（ストック型ビジネス）の強化

安定収益の確保と顧客満足度の向上を目指して、産業機械事業を中心にサービス体制の基盤を強化し、単純なサービス提供からソリューション提案への転換を図ることで、更なる成長・拡大を進めてまいります。

また、次の事業への礎となるよう、サービス事業を通じて顧客との強固な信頼関係を構築します。

③ 新事業探索、育成の活性化

今後新たな事業として成長が期待できる「航空機」、「水素」、「結晶」、「成膜」の4事業の早期事業化を図るとともに、更なる新事業テーマの探索と育成も積極的に推進してまいります。

3) 上記の基本方針に基づき、以下の事業戦略を着実に推進してまいります。

〔産業機械事業〕

産業機械事業については、「攻めの経営」による事業領域拡大のための種まきと育成がJGP2020における基本戦略となります。

主な事業戦略は次のとおりです。

○フィルム・シート製造装置

- ・セパレータフィルム製造用途を中心とした旺盛な需要に対応する生産設備の増強を早期に実施します。
- ・総合フィルム装置メーカーとして包装材、工業材、光学系用途においても事業拡大を図ります。

○射出成形機

- ・「マス・カスタマイゼーション戦略（※）」により、ゆるぎないJSW成形機ブランド力を確立します。
（※）共通化された基本部分をベースに、地域、顧客ニーズに対応したカスタム仕様の機械を提供し差別化を図る戦略。
- ・IoT等を活用した提案型サービスにより顧客満足度を向上させ、予防保全・保守による収益拡大を図ります。

○レーザーアニール装置

- ・既存製品の差別化による製品競争力強化及びサービス事業拡大により収益力の更なる向上を図ります。
- ・競争力のあるコア技術の確保を通じ、フラットパネルディスプレイ関連の新製品創出に取り組めます。

[素形材・エネルギー事業]

素形材・エネルギー事業については、既存製品は現状事業規模で安定黒字化を目指し、新たな成長機会の発掘と早期育成を推進することがJGP2020における基本戦略となります。

主な事業戦略は次のとおりです。

- 月島機械株式会社と製造分野で協業
 - ・ 室蘭製作所における2019（平成31）年4月からの工場操業開始に向け、月島機械株式会社との体制構築を進めてまいります。
- 固定費の改善
 - ・ 室蘭製作所グループ人員の更なる圧縮をはじめ、売上規模に見合ったコスト構造改革の実現に向けた施策を継続してまいります。
- 新事業の早期事業化
 - ・ 室蘭製作所で長年培ってきた素材に関わる知見を活かしつつ、既存製品に代わる新たな事業を育成し、将来に向けた成長基盤の整備を目指します。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 89 期 (平成26年度)	第 90 期 (平成27年度)	第 91 期 (平成28年度)	第92期 (当連結会計年度) (平成29年度)
受 注 高 (百万円)	205,906	211,637	177,585	236,050
売 上 高 (百万円)	194,674	223,301	212,469	212,957
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△5,327	△16,600	△4,968	10,712
1 株 当 た り 当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	△14.39	△45.32	△67.61	145.77
総 資 産 (百万円)	319,667	293,138	275,315	297,433

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 89 期 (平成26年度)	第 90 期 (平成27年度)	第 91 期 (平成28年度)	第92期 (当期) (平成29年度)
受 注 高 (百万円)	165,049	163,080	130,502	182,584
売 上 高 (百万円)	153,455	176,116	166,722	162,043
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△5,658	△18,719	△8,260	8,559
1 株 当 た り 当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	△15.28	△51.11	△112.40	116.48
総 資 産 (百万円)	291,793	263,112	242,353	259,342

(注) 平成28年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施したため、第91期の1株当たり当期純損失は、期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（平成30年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日鋼情報システム株式会社	100百万円	100%	コンピュータシステムのコンサルティング・技術指導、システム受託開発、機器販売、情報処理サービス事業
JSW ITサービス株式会社	110百万円	100	レーザーアニール装置の修理・改造・メンテナンス
JSW アフティ株式会社	100百万円	100	電気・電子部品に関わる膜成形及び膜加工並びに検査・搬送装置の製造・販売・検査・据付・保守
ファインクリスタル株式会社	80百万円	100	人工水晶及び加工製品の製造・販売
株式会社日鋼機械センター	100百万円	100	鉄鋼製品の機械加工及び仕上組立、産業機械等の製作・改造・修理、加工機械の整備
日 鋼 M E C 株 式 会 社	60百万円	100	工場設備の据付・維持保全、各種機械・機器の設計、各種溶接構造物の製造・販売、各種鋳鋼品・鋼板・鋼管の製造・加工・販売、鋳鋼品製造用資材の販売
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	100百万円	100	鉄・非鉄金属素材、特殊合金材料の機械加工・仕上・組立及び加工品の製造・販売
株 式 会 社 タ ハ ラ	50百万円	100	中空成形機・印刷機械・製袋機及び工作機械器具の製造・販売
日 鋼 Y P K 商 事 株 式 会 社	350百万円	100	プラスチック射出成形機、樹脂機械、工作機械、半導体製造装置、一般産業機械、鋼板、鋳鍛鋼製品及び製鋼用原料等の売買及び輸出入業
株 式 会 社 名 機 製 作 所	100百万円	100	プラスチック射出成形機、ホットプレス、金型、周辺機器等の製造・販売
日 鋼 特 機 株 式 会 社	100百万円	100	防衛関連機器等の整備、部品の販売
Japan Steel Works America, Inc.	100万米ドル	100	機械製品及び鉄鋼製品の販売並びに調達業務
S M P L A T E K C O., L T D.	5,000万ウォン	80	二軸混練押出機の製造・販売
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	400万 シンガポールドル	100	プラスチック射出成形機の販売・技術サービス及び部品販売、鉄鋼製品の販売

（注） Japan Steel Works America, Inc.は、平成29年12月31日付で、JSW Plastics Machinery, Inc.を吸収合併いたしました。

- ③ 特定完全子会社の状況（平成30年3月31日現在）
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

部 門		主 な 事 業
素形材・ エネルギー事業	電力・原子力製品	発電用品、原子力関連機材等の製造・販売
	石油精製用圧力容器	石油精製・石油化学・一般化学用品、化学機械用品等の製造・販売
	クラッド鋼板・鋼管	クラッド鋼板、クラッド鋼管、その他極厚鋼板等の製造・販売
	風 力 発 電 機 器	風力発電機器の製造・販売・保守
	そ の 他	鉄鋼用品、金型材等の製造・販売
産業機械 事業	樹脂製造・加工機械	樹脂製造・加工機械（造粒機、コンパウンド用押出機、フィルム・シート製造装置等）の製造・販売・保守
	成 形 機	プラスチック射出成形機、中空成形機、マグネシウム合金射出成形機の製造・販売・保守
	そ の 他	圧縮機、油圧機器、電子部品・ディスプレイ製造関連機器（レーザーアニール装置・薄膜成膜装置等）、各種連結器・緩衝器、防衛関連機器等の製造・販売・保守
不動産 その他事業	不 動 産 賃 貸 等	不動産賃貸事業、業務支援・管理サービス事業等

(9) 主要な営業所及び工場等（平成30年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
支 店 ・ 営 業 所	名古屋支店（名古屋市中区）、関西支店（大阪市西区）、中国支店（広島市安芸区）、九州支店（春日市）、東北営業所（仙台市宮城野区）、関東営業所（さいたま市緑区）、関西営業所（吹田市）、府中出張所（府中市）、浜松出張所（浜松市中区）
研 究 所	室蘭研究所（室蘭市）、広島研究所（広島市安芸区）、横浜研究所（横浜市金沢区）
工 場	室蘭製作所（室蘭市）、広島製作所（広島市安芸区）、横浜製作所（横浜市金沢区）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日 鋼 情 報 シ ス テ ム 株 式 会 社	東京都府中市
J S W I T サ ー ビ ス 株 式 会 社	神奈川県横浜市金沢区
J S W ア フ テ ィ 株 式 会 社	東京都八王子市
フ ァ イ ン ク リ ス タ ル 株 式 会 社	北海道室蘭市
株 式 会 社 日 鋼 機 械 セ ン タ ー	北海道室蘭市
日 鋼 M E C 株 式 会 社	北海道室蘭市
日 鋼 テ ク ノ 株 式 会 社	広島県広島市安芸区
株 式 会 社 タ ハ ラ	東京都江戸川区
日 鋼 Y P K 商 事 株 式 会 社	東京都品川区
株 式 会 社 名 機 製 作 所	愛知県大府市
日 鋼 特 機 株 式 会 社	東京都新宿区
Japan Steel Works America, Inc.	米国 ニュージャージー州
S M P L A T E K C O., L T D.	韓国 安山市
THE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.	シンガポール

(10) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
5,156名	83名減

（注）従業員数は就業員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,248名	18名減	39.8歳	15.0年

（注）従業員数は就業員数であります。

(11) 主な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	30,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,490
三井住友信託銀行株式会社	4,850
株式会社みずほ銀行	2,010

（注）シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャー、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする23社の協調融資によるものです。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
 (2) 発行済株式総数 74,292,607株
 (3) 資本金 19,694,230,561円
 (4) 株主数 20,636名
 （前期末比 4,083名減）

(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,300,300株	9.93%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	7,035,700	9.57
三井生命保険株式会社	2,827,600	3.85
株式会社三井住友銀行	2,200,032	2.99
三井住友信託銀行株式会社	1,630,400	2.22
三井住友海上火災保険株式会社	1,564,800	2.13
新日鐵住金株式会社	1,306,000	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,234,000	1.68
RBC IST-OMNIBUS 10 LENDING AC - CLIENT ACCOUNT	1,169,877	1.59
チェースマンハッタンバンクジーティーエスクライアンツアカウントエスクロウ	1,142,677	1.55

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式（802,503株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

会社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役社長		宮 内 直 孝
代表取締役副社長	CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、鉄鋼事業部・風力室管掌、経理部担当、経営企画室長	東 泉 豊
取締役専務執行役員	CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、人事教育部管掌、秘書室・総務部担当	渡 邊 健 二
取締役常務執行役員	新事業推進本部長	柴 田 尚
取締役常務執行役員	機械事業部長	大 下 真 雄
取締役常務執行役員	成形機事業部長、広島製作所管掌	松 尾 敏 夫
取締役		佐 藤 元 信
取締役		持 田 農夫男
常勤監査役		田 中 義 友
常勤監査役		門 田 彰
監査役	東レ株式会社 社外監査役	城 野 和 也
監査役	株式会社スリーエフ 社外取締役	増 田 格
	日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 取締役 佐藤元信及び持田農夫男の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 城野和也及び増田格の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 城野和也及び増田格の両氏は、金融機関において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 佐藤元信氏及び持田農夫男氏並びに監査役 城野和也氏及び増田格氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役 佐藤元信氏及び持田農夫男氏並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

6. 当事業年度中の取締役・監査役の異動

(1) 当事業年度中における取締役及び監査役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
東 泉 豊	代表取締役副社長 CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、経理部担当、経営企画室長	代表取締役副社長 CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、鉄鋼事業部・風力室管掌、経理部担当、経営企画室長	平成29年10月1日
渡 邊 健 二	取締役専務執行役員 CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、人事教育部・秘書室・総務部担当	取締役専務執行役員 CSR・リスク管理担当、安全保障輸出管理担当、安全衛生管理・環境管理担当、人事教育部管掌、秘書室・総務部担当	平成29年10月1日
柴 田 尚	取締役常務執行役員 風力室管掌、鉄鋼事業部長	取締役常務執行役員 新事業推進本部長	平成29年10月1日
増 田 格	監査役 株式会社スリーエフ 社外取締役	監査役 株式会社スリーエフ 社外取締役 日本紙パルプ商事株式会社 社外取締役	平成29年6月28日

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりです。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び担当並びに重要な兼職の状況
佐 藤 育 男	平成29年6月27日	任期満了	取締役
田 中 義 友	平成29年6月27日	任期満了	取締役
水 谷 豊	平成29年6月27日	辞任	常勤監査役

(3) 取締役 大下真雄及び松尾敏夫の両氏並びに監査役 田中義友氏は、平成29年6月27日開催の第91回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。

7. 平成30年4月1日現在の取締役及び執行役員（常務以上）は次のとおりです。

会社における地位及び担当		氏 名
代表取締役社長		宮 内 直 孝
代表取締役副社長	CFO、CISO、安全保障輸出管理管掌、鉄鋼事業部管掌、経理部・風力室担当、経営企画室長	東 泉 豊
取締役常務執行役員	技術・品質担当、新事業推進本部長	柴 田 尚
取締役常務執行役員	FPD装置事業部・横浜製作所担当、機械事業部長	大 下 真 雄
取締役常務執行役員	成形機事業部長	松 尾 敏 夫
取 締 役		渡 邊 健 二
取 締 役		佐 藤 元 信
取 締 役		持 田 農夫男
常 務 執 行 役 員	特機本部長	香 川 豊 彦

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役10名 343,040千円（うち社外2名22,440千円）

監査役5名 57,090千円（うち社外2名19,200千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 佐藤元信

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回中17回に出席し、長年にわたる商社勤務及び海外での企業経営で培われた豊富な経験から発言を行っております。

② 取締役 持田農夫男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回全てに出席し、長年にわたる国際的な製造業での豊富な経験から発言を行っております。

③ 監査役 城野和也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

東レ株式会社の社外監査役を兼任しております。同社と当社間に特別な関係はありません。なお、東レ株式会社は当社の取引先ですが、当社の同社に対する売上高が当社連結売上高に占める割合は1.0%と僅少であります。また、当社は、東レ株式会社の発行済株式総数の0.4%を保有しております。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回及び監査役会14回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

④ 監査役 増田 格

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社スリーエフの社外取締役及び日本紙パルプ商事株式会社の社外取締役を兼任しております。両社と当社間に特別な関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、在任期間において開催された取締役会18回及び監査役会14回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額	59,000千円
上記以外の業務に係る報酬等の額	— 千円
合計	59,000千円

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき

報酬等の合計額 78,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、前事業年度の監査計画における監査時間とその実績を検証するとともに、当事業年度の監査計画における監査内容及び監査時間並びに経理部の意見を踏まえ、その報酬の額の適切性及び妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 当社の子会社のうちTHE JAPAN STEEL WORKS (SINGAPORE) PTE.LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「ビジョン（目指すべき企業像）と経営理念」を企業活動の拠り所とし、また、「企業行動基準」を企業活動における基本原則として定め、これらに沿った企業活動を通じ、企業価値の向上を図るとともに、安定的かつ持続的な企業基盤を整備・構築するため、法令に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（内部統制の基本方針）を定めます。また、社会の変化に対応し、内部統制上の課題や対応を適宜見直すことで、より適正かつ効率的な体制を実現するものとします。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「コンプライアンス」を不正防止や法令及び社内規程遵守にとどまらず、広く社会的責任の遂行を含めて捉えるとともに、コンプライアンスに係る各種規程を整備します。

また、コンプライアンス活動の要諦は、取締役及び執行役員の率先垂範と誠実性、使用人の意識徹底・向上のための教育・啓蒙にあると考えて、これらを推進します。

- ② 当社は、会社業務の全般を対象に、法令及び社内規程等への適合性について、内部監査部門を設けて、定期的または随時監査を行うとともに、その結果について取締役社長ほか、適宜、取締役会、戦略会議または経営会議並びに監査役を含む関係者に報告します。
- ③ 当社は、使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合等の、通報者保護を基本とする報告・相談の制度・ルートについて社外を含め複数確保します。
- ④ 当社は、「反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底」を企業行動基準に明示するとともに、不当な要求に対しては、法に則り、関係団体とも連携してこれを拒否します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、情報の保存及び管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、文書管理や情報管理に関する各種規程に基づき、重要会議議事録、稟議記録等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により保存・管理します。

また、取締役及び監査役は、これら情報について、随時、閲覧・謄写することができます。

- ② 当社は、財務情報のほか経営上の重要な情報について、適時・適正な情報開示を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、部門長たる取締役、執行役員及び使用人が、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価を行うとともに、各種規程または稟議制度により許可された権限の範囲内で、損失の危険（リスク）に対応します。

また、重要リスクについては、取締役会または戦略会議で対応を審議します。

- ② 当社は、リスク管理に関する規程を定めて、全社的なリスク管理体制を明確にするとともに、安全衛生、環境マネジメント、情報セキュリティ、安全保障輸出管理等の機能別リスクについては、当該担当部門が、それぞれ全社横断的な観点から各種委員会を組成または規程等を整備し、適切な運用を図ります。

また、リスク管理に関し、取締役または執行役員を責任者として定めるとともに、当該責任者がこれらリスク管理の状況等について、内部監査部門と相互連携してモニタリングを行い、適宜、取締役会または戦略会議に報告します。

- ③ 当社は、本社部門、事業部及び製作所単位でリスクマネージャーを定めて、適宜、日常リスクの洗い出しに努めるほか、重大事態発生時においては、危機管理対策本部を設置してその対応にあたるなど、平時及び非常時に対応します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、迅速な意思決定と機動的・効率的な業務執行を実現するため、取締役社長を最高経営責任者とするほか、主要な本社部門及び事業部では取締役が業務執行を統括するとともに、その指揮または監督の下で取締役会が選任した執行役員が、委嘱された担当業務を執行します。

また、取締役及び執行役員は、重要事項については、取締役会または戦略会議で、審議・決裁・報告を行います。

- ② 当社は、取締役会において、取締役、執行役員及び使用人が共有すべき中期経営計画や事業年度計画等の全社目標を設定するとともに、取締役及び執行役員は目標達成のための具体的施策を、社内規程等に従い使用人に分掌してこれを計画・実施します。

また、取締役及び執行役員は、結果に対する評価とレビュー・進捗状況を含む報告を、定期的または随時、取締役会、戦略会議または経営会議等で行います。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ子会社等が、当社のビジョンと経営理念及び企業行動基準に従い全社的な内部統制の整備・構築を推進するとともに、グループ子会社等が自ら定める社内規則等に基づき、適切な職務の分掌と決裁権限の明確化により、効率的な業務執行をすること、また、それによる自律経営を支援します。

- ② 当社は、グループ子会社等の運営・管理に関する規程を定め、それらの管理責任・指導体制を明確にするとともに、グループ子会社等に係る重要事項の決定あるいは重要事実の報告、通報及び情報収集に係る体制を整備します。

- ③ 当社は、グループ子会社等に対し取締役または監査役を派遣するほか、グループ子会社等における法令・社内規則等の遵守状況について、関連会社主管部門及び内部監査部門が、定期的または随時、自律的監査を要請、あるいは直接に監査を実施するとともに、その改善に向け指導を行います。

- ④ 当社は、グループ子会社等がリスク管理に関する規程に基づき、自ら定める職務分掌に応じてリスクの把握、評価を行う体制を整備することを支援します。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、使用人の中からこれを選任するとともに、選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役の意見または同意を得ることとし、取締役及び執行役員からの独立性を確保します。
- ② 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従って業務を行うことができる体制を確保します。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会、戦略会議、経営会議、その他重要な審議・決裁・報告が行われる会議について、監査役が出席するとともに、監査役に対しその機会を保証します。
- ② 当社は、稟議制度に従い稟議記録を監査役に供覧するとともに、監査役は随時、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を求めることができます。また、当社及びグループ子会社等の取締役、執行役員及び使用人等から報告を受けた者が監査役に報告をすることができる体制を確保します。
- ③ 当社は、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしないことを保証します。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行において必要とする費用等を負担します。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性・有用性を認識し、可能な限り他の業務に優先して監査に協力する環境を整備します。
また、監査役は、内部監査部門、本社部門等に対し、監査での連携・協力を求めることができます。
- ② 当社は、監査役が会計監査人及び内部監査部門と相互に緊密な連携を図ることができる環境を整備します。
- ③ 当社は、監査役が自らの判断によって顧問弁護士やその他社外の専門家を利用できる環境を整備します。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価するとともに、その結果につき取締役会または戦略会議で審議・報告します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」及び「稟申規程」において、取締役会で決議すべき事項を規定しています。また、規程の制定及び改正等は、原則として戦略会議の決議事項としており、これに従って規程の改正を行ったほか、「企業行動基準」をはじめ、「内部統制の基本方針」及び各種規程を社内イントラネットに掲載し、取締役、執行役員及び使用人に周知しています。
また、グループ子会社の社長に対して、ガバナンス・コンプライアンス及び財務・会計知識に関するセミナーを実施したほか、当社の使用人、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人に対して、コンプライアンス及びリスク管理に関するeラーニングを実施しました。
- ② 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて、業務執行部門及びグループ子会社に対して内部監査を実施し、その結果を代表取締役、リスク管理担当役員及び監査役他に報告しました。

- ③ 当社は、「内部通報規程」を定めて、当社をはじめグループ子会社の取締役、執行役員及び使用人が報告・相談することができる制度・ルートを整備しています。また、当該制度・ルートについて記載した「コンプライアンス・ラインマニュアル」を当社及びグループ子会社の役員及び使用人に配布し周知を図っています。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめ、重要会議の議事録、稟議書並びに取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要文書については、いずれも関係法令及び関連する社内規程等に基づいて、適切に保存及び管理しています。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行上の意思決定に伴い、これに内在するリスクについては、各業務執行部門にて想定されるリスクを分析し対応するほか、重要なリスクについては戦略会議又は取締役会等にて審議しています。
- ② 当社は、「JSWグループ・リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する全社的な管理体制を明確にしているほか、業務執行上の機能別のリスクについては、各業務執行部門が規程に基づき委員会活動等により、リスクの識別・分析・評価等を行っています。また、内部監査部門が事務局となり、当社の業務執行部門及びグループ子会社が直面しているリスクについて網羅的な報告を求め、これを四半期毎に戦略会議に報告しています。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、平成29年2月開催の取締役会において、平成29年4月1日付の取締役及び執行役員の役付及び委嘱業務の変更を行ったほか、執行役員の選任を行いました。
- ② 取締役及び執行役員は、中期経営計画「JGP2017」における目標を達成するにあたり、具体的な施策を使用人に分掌して実施しています。また、取締役及び執行役員は、当該計画の実行結果に対する評価、その進捗状況等について、取締役会、戦略会議または経営会議等において報告しています。

E. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「ビジョンと経営理念」及び「企業行動基準」を定め、社内イントラネット等を通じて、当社はもとよりグループ子会社に対しても周知しており、これらに従ってグループ子会社における全社的内部統制の構築を推進しています。
- ② 当社は、「関連会社管理規程」において、グループ子会社の主管部門は当該子会社の内部統制・ガバナンスに責任を負っていることを明確にしております。また、グループ子会社は、同管理規程に則り主管部門と情報を共有する体制を構築しており、重要な決議事項のほか、重要事実の発生都度、主管部門に対してこれを報告しています。
- ③ 当社は、当社の執行役員、監査役または使用人をグループ子会社の取締役または監査役として派遣し、当該グループ子会社のガバナンスの強化と監視を行っております。また、グループ子会社の主管部門及び内部監査部門は、グループ子会社に対して、法令及び社内規則の遵守状況並びにリスク管理の状況に関する監査を実施しました。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人の中からこれを選任することとしています。また、内部監査部門に所属する従業員2名が監査役の職務の一部を補助しており、当該職務を行う際は、取締役及び執行役員からの独立性を確保し、監査役の指揮命令に従って業務を執行することができる体制を確保しています。

G. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、その全員が取締役会及び経営会議に出席するほか、輪番で戦略会議等の重要会議に出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から都度、必要な報告を得ています。
- ② 監査役は、稟議制度に従い稟議記録を閲覧し、稟議決議事項及び同報告事項に関して十分に情報を得る機会が保障されています。また、監査役は、期中及び期末におけるグループ子会社の監査役監査の際に、グループ子会社の取締役、執行役員及び使用人等か

ら、法令及び社内規則の遵守状況、リスク管理の状況並びに業績動向等に関して、必要な情報の報告を受けています。

H. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において必要とする費用等を負担しています。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役による期中及び期末の監査役監査の重要性及び有用性を認識しており、監査役監査に優先的に対応しています。また、同監査において、原則として内部監査部門が同席しています。
- ② 内部監査部門は、監査役に対して、内部監査の結果の報告を適宜行いました。また、会計監査人は、監査役に対して、四半期毎にレビュー報告を行いました。

J. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、取締役会及び戦略会議において、当社及びグループ子会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価活動に関する実施計画の審議を受けるとともに、その有効性の評価結果を報告しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

A. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。したがって、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

B. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画の推進

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーとの密接な信頼関係を基礎として、蓄積した多様な技術を組み合わせ、既存事業、新規事業の両分野にまたがる事業領域を拡大させる「技術経営」を一層推進していくことが、当社の企業価値を高めていく方策であると考えております。

このような考え方に立ち、企業価値の向上をより具体的に実践していくため、当社は中期経営計画を策定し、その実現に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の任期を1年とし取締役の経営責任を明確化するとともに、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能・監督機能と執行役員による業務執行機能を区分することで、経営の意思決定の迅速化、監督機能強化及び業務執行機能の向上を図っております。

加えて、独立社外取締役を2名選任することにより、取締役会の意思決定機能・監督機能の強化を図っております。

さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬の決定過程における公正性と透明性を確保するため、複数の独立社外役員を含む5名で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役会はこれらの委員会の答申を踏まえて取締役及び執行役員の指名・報酬の決定をすることとしております。

社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性の基準と当社が独自に定めた「株式会社日本製鋼所 社外役員の独立性に関する基準」に従って判断しており、いずれの社外役員も独立性を有していることから、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、取締役会は、毎年、取締役会の実効性について取締役及び監査役に対しアンケートを実施し、その結果を分析・評価することで、さらなる実効性向上に取り組んでおります。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組み姿勢を明らかにするため、「株式会社日本製鋼所 コーポレートガバナンス・ポリシー」を制定しております。

(http://www.jsw.co.jp/csr/csr_report/governance.html)

C. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成29年5月15日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決議し、同年6月27日開催の当社第91回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためあるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者又は買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの詳細内容につきましては、当社ホームページ (<http://www.jsw.co.jp/>) ニュースに掲載の平成29年5月15日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

D. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画やコーポレート・ガバナンス強化のための施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的な方策として策定されたものです。したがって、当社の基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。また、当社第91回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、本新株予約権の無償割当て実施の是非についても株主意思を重視する仕組みになっていること、独立性の高い社外の有識者から成る独立委員会が設置され、本新株予約権の無償割当ての実施には必ず独立委員会の判断を経ることになっていること、合理的な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないこと等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第92期 (平成30年3月31日現在)	科 目	第92期 (平成30年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	208,679	流動負債	115,418
現金及び預金	79,032	支払手形及び買掛金	54,957
受取手形及び売掛金	54,542	短期借入金	12,004
商品及び製品	2,305	一年内返済予定の長期借入金	132
仕掛品	54,663	リース債務	493
原材料及び貯蔵品	5,191	未払金	1,516
前渡金	1,446	未払法人税等	2,296
前払費用	362	未払費用	10,523
未収入金	762	前受金	18,863
未収消費税等	1,870	役員賞与引当金	93
繰延税金資産	7,376	完成工事補償引当金	1,729
その他の流動資産	1,268	工事損失引当金	784
貸倒引当金	△142	風力事業損失引当金	3,365
固定資産	88,754	事業再構築引当金	6,389
有形固定資産	33,040	その他の流動負債	2,268
建物及び構築物	15,398	固定負債	63,414
機械装置及び運搬具	5,689	長期借入金	39,268
工具・器具・備品	1,028	リース債務	748
土地	10,059	繰延税金負債	168
リース資産	576	役員退職慰労引当金	75
建設仮勘定	288	退職給付に係る負債	10,046
無形固定資産	1,774	長期預り保証金	11,504
のれん	509	資産除去債務	1,364
リース資産	155	その他の固定負債	237
その他の無形固定資産	1,109	負債合計	178,833
投資その他の資産	53,939	(純資産の部)	
投資有価証券	34,670	株主資本	109,107
長期貸付金	293	資本金	19,694
長期前払費用	333	資本剰余金	5,467
更生債権等	253	利益剰余金	86,256
退職給付に係る資産	2,736	自己株式	△2,310
繰延税金資産	12,907	その他の包括利益累計額	7,923
その他の投資	3,147	その他有価証券評価差額金	7,269
貸倒引当金	△402	繰延ヘッジ損益	305
資産合計	297,433	為替換算調整勘定	△21
		退職給付に係る調整累計額	370
		非支配株主持分	1,569
		純資産合計	118,600
		負債及び純資産合計	297,433

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第92期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)	
売上高		212,957
売上原価		163,455
売上総利益		49,501
販売費及び一般管理費		28,182
営業利益		21,318
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	761	
保険精算益	840	
貯蔵品売却益	313	
雑収益	409	2,390
営業外費用		
支払利息	258	
持分法による投資損失	0	
完成工事補償引当金繰入額	695	
雑損失	637	1,592
経常利益		22,117
特別利益		
固定資産売却益	30	
投資有価証券売却益	791	
その他	1	824
特別損失		
固定資産売却損	29	
固定資産除却損	273	
減損損失	1,352	
事業再構築引当金繰入額	6,389	
その他	5	8,049
税金等調整前当期純利益		14,892
法人税、住民税及び事業税	3,633	
法人税等調整額	307	3,940
当期純利益		10,951
非支配株主に帰属する当期純利益		238
親会社株主に帰属する当期純利益		10,712

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	19,694	5,467	77,748	△2,308	100,601
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,204		△2,204
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			10,712		10,712
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
自己株式処分差損の振替		0	△0		—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	8,508	△2	8,505
当 期 末 残 高	19,694	5,467	86,256	△2,310	109,107

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	6,381	△301	△170	△211	5,698	1,287	107,587
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,204
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							10,712
自 己 株 式 の 取 得							△2
自 己 株 式 の 処 分							0
自己株式処分差損の振替							—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	887	606	149	581	2,225	282	2,507
当 期 変 動 額 合 計	887	606	149	581	2,225	282	11,013
当 期 末 残 高	7,269	305	△21	370	7,923	1,569	118,600

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第92期 (平成30年3月31日現在)
(資産の部)	
流動資産	170,123
現金及び預金	61,317
受取手形	1,858
売掛金	41,508
商品及び製品	277
仕掛品	46,426
原材料・貯蔵品	4,102
前渡金	1,700
前払費用	259
繰延税金資産	6,031
貸付金	410
未収入金	2,964
未収消費税等	1,989
その他の流動資産	1,291
貸倒引当金	△15
固定資産	89,219
有形固定資産	28,325
建物	14,055
構築物	573
機械装置	5,063
車両運搬具	23
工具・器具・備品	877
土地	7,356
リース資産	231
建設仮勘定	143
無形固定資産	936
のれん	55
諸利用権	36
ソフトウェア	401
ソフトウェア仮勘定	325
リース資産	119
投資その他の資産	59,956
投資有価証券	33,587
関係会社株式	8,053
出資金	265
関係会社出資金	588
長期貸付金	1,543
繰延税金資産	12,526
長期前払費用	319
更生債権等	110
前払年金費用	2,164
その他の投資	1,023
貸倒引当金	△227
資産合計	259,342

科 目	第92期 (平成30年3月31日現在)
(負債の部)	
流動負債	103,610
支払手形	27,368
買掛金	21,752
短期借入金	8,830
一年内返済予定の長期借入金	40
リース債務	225
未払金	1,857
未払費用	7,360
未払法人税等	1,445
前受金	17,937
役員賞与引当金	57
完成工事補償引当金	1,689
工事損失引当金	782
風力事業損失引当金	3,365
事業再構築引当金	6,389
設備関係支払手形	1,215
その他の流動負債	3,294
固定負債	59,136
長期借入金	39,248
長期預り保証金	11,562
リース債務	380
退職給付引当金	6,044
関係会社事業損失引当金	536
資産除去債務	1,345
その他の固定負債	18
負債合計	162,746
(純資産の部)	
株主資本	89,218
資本金	19,694
資本剰余金	5,421
資本準備金	5,421
利益剰余金	66,413
利益準備金	3,236
その他利益剰余金	63,177
固定資産圧縮積立金	2,780
別途積立金	50,000
繰越利益剰余金	10,396
自己株式	△2,310
評価・換算差額等	7,378
その他有価証券評価差額金	7,073
繰延ヘッジ損益	305
純資産合計	96,596
負債及び純資産合計	259,342

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第92期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)	
売上高		162,043
売上原価		132,114
売上総利益		29,929
販売費及び一般管理費		17,839
営業利益		12,089
営業外収益		
受取利息	16	
有価証券利息	1	
受取配当金	2,510	
固定資産賃貸益	2,161	
保険精算益	687	
雑収益	917	6,294
営業外費用		
支払利息	243	
手形・債権売却損	7	
完成工事補償引当金繰入額	695	
支払補償費	150	
雑損失	375	1,472
経常利益		16,911
特別利益		
固定資産売却益	19	
投資有価証券売却益	791	
関係会社事業損失引当金戻入額	160	972
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	266	
減損損失	1,155	
事業再構築引当金繰入額	6,389	
投資有価証券売却損	2	7,816
税引前当期純利益		10,067
法人税、住民税及び事業税	1,774	
過年度法人税等繰入額	△66	
法人税等調整額	△200	1,507
当期純利益		8,559

株主資本等変動計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	19,694	5,421	—	5,421
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				—
当 期 純 利 益				—
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
特別償却準備金の取崩				—
別 途 積 立 金 の 取 崩				—
自 己 株 式 の 取 得				—
自 己 株 式 の 処 分			△0	△0
自己株式処分差損の振替			0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	19,694	5,421	—	5,421

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金							
	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰余金 合 計			
固 定 資 産 圧縮積立金		特別償却 準 備 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,236	2,913	116	60,000	△6,208	60,058	△2,308	82,865
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△2,204	△2,204		△2,204
当 期 純 利 益					8,559	8,559		8,559
固定資産圧縮積立金の積立		7			△7	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		△141			141	—		—
特別償却準備金の取崩			△116		116	—		—
別 途 積 立 金 の 取 崩				△10,000	10,000	—		—
自 己 株 式 の 取 得						—	△2	△2
自 己 株 式 の 処 分						—	0	0
自己株式処分差損の振替					△0	△0		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	△133	△116	△10,000	16,605	6,355	△2	6,352
当 期 末 残 高	3,236	2,780	—	50,000	10,396	66,413	△2,310	89,218

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	6,274	△302	5,972	88,837
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△2,204
当 期 純 利 益			—	8,559
固定資産圧縮積立金の積立			—	—
固定資産圧縮積立金の取崩			—	—
特別償却準備金の取崩			—	—
別 途 積 立 金 の 取 崩			—	—
自 己 株 式 の 取 得			—	△2
自 己 株 式 の 処 分			—	0
自己株式処分差損の振替			—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	798	607	1,406	1,406
当 期 変 動 額 合 計	798	607	1,406	7,758
当 期 末 残 高	7,073	305	7,378	96,596

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 一 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 日本製鋼所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 林 三子雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 一 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本製鋼所の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役城野和也及び監査役増田格は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

平成30年5月21日

株式会社日本製鋼所監査役会

監査役（常勤）田 中 義 友 ㊞

監査役（常勤）門 田 彰 ㊞

監査役 城 野 和 也 ㊞

監査役 増 田 格 ㊞

以 上

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, typical of notebook or legal stationery. There are no margins, text, or other markings present.

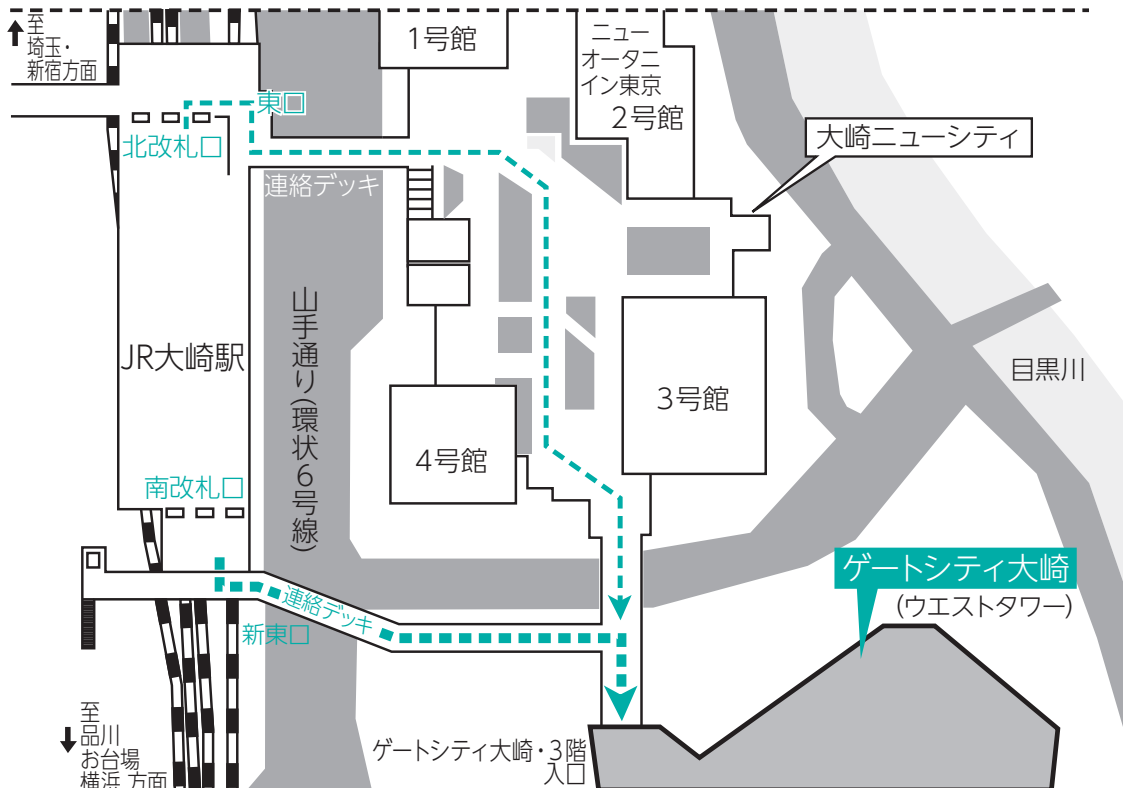
株主総会会場 ご案内図

会場

東京都品川区大崎一丁目 11 番 1 号
ゲートシティ大崎 ウェストタワー
地下1階 ゲートシティホール

ゲートシティホール順路案内

JR大崎駅南改札口～ゲートシティ大崎・ウェストタワー3階入口まで



◎JR 大崎駅南改札口を出て連絡デッキを左手に進み、ゲートシティ大崎・ウェストタワー3階入口よりお入り下さい。インフォメーション裏のエスカレータで地下1階までお越し下さい。